

人事・労務を見つめる・・・



# Nozomi-Planning レポート



平成29年 1月号 Vol.121



撮影地  
大阪府茨木市  
「新玉の空」  
撮影者  
福元 梨恵

## # 今月のTOPICS #

### 【人事・労務】

- ・「残業規制」時代到来！ 今こそ残業削減の取組みを
- ・雇用保険の改正

### 【医療・介護】

- ・2017年度予算案に見る医療・介護

### 【その他】

- ・インターネットで企業の社会保険加入状況が検索できるようになりました
- ・春・夏・冬のはなし Vol.73
- ・今月の書籍紹介 「ゲノム編集とは何か —「DNAのメス」クリスパーの衝撃」
- ・1月の税務と労務の手続き [提出先・納付先]



のぞみプランニングは「健全な事業運営」「働く人々のやる気の向上」等を応援する **社会保険労務士**を中心としたコンサルティングオフィスです。

人に関する法律の専門家として、あらゆる相談、トラブル解決のお手伝いをします。また、他士業（弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・行政書士・FP等）との幅広いネットワークでトータル的にバックアップします。

【発行元】 合同会社のぞみプランニング  
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-9F  
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

【企画・編集】 合同会社のぞみプランニング  
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-9F  
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145  
理念：「共に学び、共に育み、共に分かち合う」  
[http:// www.nozomiplanning.com/](http://www.nozomiplanning.com/)

# ◆ 人 事 労 務 ◆

## ■ 「残業規制」時代到来！ 今こそ残業削減の取組みを

### ◆ 「残業」に対して厳しい時代

残業を規制する気運が高まっています。

政府が取り組んでいる「働き方改革」において長時間労働の是正が重要な柱とされており、さらに電通事件の社会問題化、過労死等防止対策推進法の施行、初の「過労死白書」発行などもあり、「残業」には特に厳しい目を向けられる時流となりました。

### ◆ 現行法における残業時間の上限は？

法律上、認められている労働時間・残業時間をおさらいしておきます。

まず、労働基準法において労働時間は原則「1日8時間、週40時間」と定められていますが、労使間でいわゆる「三六協定」を締結し、労働基準監督署に届け出ることによって、「月45時間、年360時間」（※変形労働時間制を採用している場合や一部の業種を除く）までの時間外労働が認められます。

さらに三六協定に「特別条項」を付けることで、繁忙期や納期直前といった臨時の場合に「上限なし」の時間外労働までもが可能となります。

厚生労働省「平成25年労働時間等総合実態調査」によれば、三六協定を締結している企業は、大企業では94%もあったのに対し中小企業ではわずか43%にとどまっています。

### ◆ 特別条項付三六協定だけでは対応不足

「特別条項付三六協定」を締結しているからといって安心できません。

前述の電通でも「月間70時間まで」とする特別条項付三六協定を締結していましたが、事件を未然に防ぐことができませんでした。また、政府は現在、「残業時間の上限規制強化」や「違反企業への罰則の厳罰化」を検討しています。

企業にとっては、法的対応は当然として、さらに抜本的な残業削減の取組みが必要です。

### ◆ 残業削減のカギは「管理職」にあり

読売新聞社が12月に発表した、全国主要企業を対象としたアンケートによれば、「残業時間に上限を設けた場合、業務に支障あり」と回答した企業は47%、「支障なし」と回答した企業は45%でした。

長時間労働を減らすうえでの課題（複数回答）としては、「管理職の意識改革」が最多の92%でした。具体的な残業削減の方法は企業規模や業種、企業風土によって千差万別ですが、カギとなるのは「管理職」ということで各社共通しているようです。

残業削減を実現できれば当然残業代も減額されますので、会社にとって大きなメリットとなります。会社のためにも従業員のためにも、今こそ残業削減に着手すべきだと言えます。



## ■ 雇用保険の改正

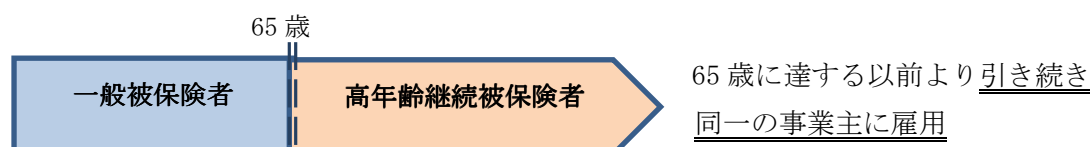
平成 29 年 1 月から様々な制度変更があります。  
 その中で、雇用保険の適用拡大についてご案内します。



生涯現役社会の実現の観点から、雇用者数、求職者数が増加傾向にある 65 歳以上の高年齢者の雇用が一層推進されるよう、雇用保険が適用されることになりました。

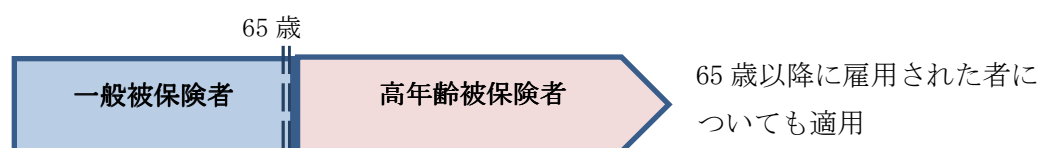
### 現 行

65 歳以降に雇用された者は雇用保険の適用除外とされ、同一の事業主の適用事業に 65 歳以前から引き続いて雇用されている者に限り雇用保険が適用されることになっており、64 歳以上の者については、雇用保険料の徴収を免除することとなっていました。



### 改正【平成 29 年 1 月 1 日施行】

平成 29 年 1 月からは、65 歳前から雇用していたか、65 歳以後に雇用したかを問わず、雇用保険が適用されることとなります。（65 歳以上の被保険者の名称は、高年齢継続被保険者から「高年齢被保険者」に変更）



◇これまで適用除外として取り扱っていた 65 歳以上の従業員が、週 20 時間以上働くなどの要件を満たす場合には、高年齢被保険者に該当することになるため、ハローワークへの届出が必要となります。

（提出期限の特例があり、平成 29 年 3 月 31 日までに提出）

詳しくは厚生労働省のリーフレットをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000136394.pdf>

## ◆ 医療・介護 ◆

### ■ 2017 年度予算案に見る医療・介護

政府は 17 年度当初予算案と 16 年度第 3 次補正予算案を 12 月 22 日に閣議決定し、来年の通常国会に提出する予定です。この内厚生労働省の予算案は、医療費の伸びを 1,000 億円規模抑制する内容となっています。高齢化に伴う急激な医療費膨張に歯止めをかけ、社会保障費の自然増を抑えます。高所得で経済力のある高齢者に一定の負担を求め、外来時の負担を増やします。また、初診料に追加負担が求められる病院を拡大します。さらに高齢者の過度な優遇を見直します。

すでに政府は 16～18 年度の社会保障費の自然増を 1.5 兆円に抑える目標を立てています。2017 年度は社会保障費の自然増分が 6,400 億円程度とみており、5,000 億円程度に抑える方針です。

2017 年度は医療・介護とも診療報酬の改定が行われず、2016 年の医療の診療報酬改定内容（超高齢社会における医療政策の基本方針）を踏襲する内容となっています。

超高齢社会における社会保障費伸びの抑制を以下の内容で実施する予定となっています。

1. 75 歳以上の医療保険料の軽減措置を段階的に廃止されます。

75 歳以上の高齢者医療の保険料は「元被扶養者」とされる専業主婦らと、夫の年金収入が 153 万～211 万円の人への軽減措置を段階的に廃止されます。

2. 経済力のある 70 歳以上の月額医療費負担上限を 69 歳以下の基準に引き下げられます。

高額療養費は、70 歳以上を対象にした外来の負担を軽くする制度の一部を段階的に廃止します。現在は入院費より低く抑えています。月額負担の上限額をどう設定するかは今後政府・与党で調整されますが、完全に廃止されれば、年収 370 万円以上の現役並み所得者の負担は 4.4 万円から少なくとも 8 万円以上になります。一定の収入がある「一般所得者」だと 1.2 万円から 5 万 7600 円になります。

3. 紹介状なしの大病院での初診料で 5,000 円以上の追加料金を取れる制度を 500 床以上の大病院より 200 床以上の病院に引き下げます。

4. 超高額の抗がん剤の薬価を半額に引き下げる。

5. 比較的症状の軽い入院患者の光熱費負担を引き上げる。

高齢者らが長期入院する療養病床のうち、65 歳以上の比較的症状の軽い入院患者には 1 日あたり 370 円の光熱水費を求めます。現在の 320 円から引き上げられます。

6. 雇用環境の改善で財政は改善しており協会けんぽへの補助金を削減されます。

医療・介護は 2018 年に診療報酬の同時改定が予定されています。

従来から、国には、社会保障費の低減等を主な目的として、施設から在宅への流れを推進し、そのための報酬改定による誘導や医療と介護の連携、地域単位でのケア等を進めてきました。

医療・介護ともに、2018 年度は、介護報酬・診療報酬の同時改定のみならず、第 7 次医療計画・第 7 期介護保険事業（支援）計画・第 3 期医療費適正化計画がスタートします。つまり、今後の医療・介護施策において極めて大きな節目となる年となります。今後とも国の施策・動向には目を離せません。



## ◆ その他 ◆

### ■インターネットで企業の社会保険加入状況が検索できるようになりました

平成 28 年 10 月 1 日から、パートタイマーへの社会保険の適用拡大が行われました。この適用拡大により、社会保険の被保険者が常時 500 人を超える「特定適用事業所」で勤務する、一定の条件に該当したパートタイマーについては、新たに社会保険に加入することになりました。そして、適用拡大と前後して、企業の社会保険の加入状況がインターネットで確認できる仕組みの運用が開始されました。そこで、これを含めた社会保険・労働保険の適用状況の検索方法を確認しておきましょう。

#### 1. 社会保険の適用事業所検索

社会保険の適用事業所については、日本年金機構のホームページで検索することができ、「都道府県」、「検索方法（漢字検索・カナ検索・法人番号検索）」、「事業所名称」、「事業所所在地」等を入力することで、社会保険の適用状況のほか、特定適用事業所に該当しているかも確認することができます。また、現存事業所のみではなく、すでに何らか社会保険から脱退した事業所（全喪事業所）の検索もできる仕組みになっています。

##### 【社会保険の適用事業所検索】

[https://www.nenkin.go.jp/do/search\\_section/](https://www.nenkin.go.jp/do/search_section/)



#### 2. 労働保険の適用事業場検索

労働保険の適用事業場については、かなり前から厚生労働省のホームページで検索することができ、「都道府県」、「検索方法（漢字検索・カナ検索）」、「事業主名」、「所在地」を入力することで、労災保険と雇用保険の適用状況を確認することができます。労働保険は社会保険よりも小さな事業場単位での適用となるため、事業主名（企業名）で検索することで、それぞれの事業場単位の適用が分かるようになっています。

##### 【労働保険の適用事業所検索】

[http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC\\_D/do/D0101/01/Cmd](http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D/do/D0101/01/Cmd)

先日、終了した臨時国会では、社会保険の被保険者が 500 人以下で特定適用事業所にはならない事業所についても会社と従業員の合意に基づき、任意でパートタイマーが社会保険に加入できる制度が成立しました。社会保険料の負担が大きくなる一方で、社会保険へ適正加入をしていることが安心して働くことのできる証明と考える労働者も増加しています。今後、これらの仕組みで事前に適用状況を確認して就職活動を行うという時代も近くに来ているかも知れません。自社について適正な加入が行われているのか、これを機に確認しておきましょう。







八崎さんの  
Vol.73 春・夏・冬のほなし



お宝になれなかった一猿の腰掛け

年齢はいくつになっても休日の前になると何故かこころ浮き立つ気分になり、気がつけば次々と鼻歌まじりで雑用を熟している自分。

それを見た家内がいつも笑う。「あんたは毎日が日曜日でしょ」と。たしかに・・・それは永年の会社勤めの間に、脳に染みついた習性の残滓なのだろうか。まして緊急事態でも起こらない限り、1年で最も安息を覚えるのが正月の3が日。その齢になってまだ正月が嬉しいの？こんな声はまだ聞こえてきそうだが、正月で一杯気分の皆さんも同じ気分だろうと勝手に付度して、肩の凝らない話を・・・と思いついたのが、春一番の珍事であった。

わが街の十景のひとつである棚田の拡がり、日本の原風景である。満目の里山は春風駘蕩、一番下の孫を連れて出かけた。農家の庭先に蜜蜂の巣箱が並んでおり、山間いを通るそよ風に、たゆとう百合の花がその蜂たちを手招きしているようだ。

少し薄暗い山陰に入っていくと、私が目指した“やまぶき”の密生地である。間もなく採れる山椒の実と一緒に、塩昆布づくりに欠かせないのがこの少しばかり灰汁の強い天然のやまぶきなのだ。

30分もすると葉をちぎった茎で袋は一杯になる。もっと奥へ行こうと、孫は探検遊び気分、初めて通る小径を進んで行くと大きな白堀に突き当たる。中はお寺のようだ。直径40センチ以上もある檜の木が青空を遮り、辺り一面にはどんぐりの実が土を覆っている。

とその時、大木の根元に半円形の二重に重なり合った茶褐色体に刮目した。実物は見たことはないが名前だけはよく知っていたこれが“さるのこしかけ”か？孫がその下に両手を差し入れ、ぐっと持ち上げるとポコッとにぶい音を立ててすぐに引き抜けた。表面に細い笹が2.3本、栄養分を吸う様に生えている。孫はそれを大事に抱きかかえるようにして帰途に着く。

帰宅して早速直径を測ってみると、39センチ。あの檜の木とほぼ同じ大きさだ。百科辞典で「さるのこしかけ」を開いてみた。

「担子菌類、サルノコシカケ科の多くの菌の総称。樹幹に寄生して堅い半円形の子実体をつくり腰掛けのような観を呈するものをさす・・・」

目の前にあるのはまさしくその通りだ。仲間としてマイタケ、レイシ・・・の名も出てくる。そこで食品薬学ハンドブックを見た。その大略は—

「マイタケ、美味なキノコで舞茸の名は、見つけた者が舞い踊って喜ぶほど、に由来。菌床栽培によって大量生産、免疫力強化作用により健康食品素材として利用、動物実験では抗腫瘍効果。」

「レイシ、霊芝、日本書紀にも登場、古くから薬用に供せられ、高血圧、糖尿病、高脂血症など生活習慣病の予防に。マイタケ同様抗腫瘍効果、健康食品素材としても。」

最後に目についたのは代表的な絵にもなっているのが「コフキサルノコシカケ」で「極めて大形。細工用として置き物にも利用・・・」私が手に入れたのはこれに違いない。さあどうしよう。陳列棚に飾っておくか、それとも床の間の山水の掛け軸とペアの置き物にするか。

翌日、孫から聞いて息子達がやってきた。そして意外なことを言い出した。

数年前、テレビ番組の“なんでも鑑定団”でこれと同じ程の大きいサルノコシカケが出された時、鑑定者が付けた値段は30万円だった、と言うのだ。孫はもう30万円を手に入れたように、お宝番組に出そうと満面笑味の様子。・・・皆んなの夢？を壊さぬように、首を横に振らなかった私だが—

あの大木は誰のもの？寺の所有物だったら、それに寄生していた腰掛けも寺のもの？テレビに出して視聴者がお寺にご注進となれば所有権争いに。お宝は一転して悪夢に・・・。やはり陳列棚の中で場所をとる厄介者扱いになってしまうのか。



筆者紹介:八崎輝義

日本チバガイギー(株)教育研修課長、取締役人事統括部長、京都薬科大学常任理事を歴任、現京薬会相談役。著書“エイズ”、“京薬会の120年の軌跡”等執筆。



今月の書籍紹介～一押しの一冊をご紹介します～



## 「ゲノム編集とは何か — 「DNA のメス」 クリスピーの衝撃」

著者：小林 雅一 出版：講談社（講談社現代新書）

「ゲノム編集」というバイオテクノロジー領域の最先端技術をご存じでしょうか。ゲノム編集とは、人間を含む生物の全遺伝情報を書き換える技術で、特に「クリスピー」と呼ばれる技術の登場により、この分野が熱い注目を集めています。それは、従来の「遺伝子組み換え」と比べて迅速で安価、かつ高精度でゲノム編集が行える驚異的なテクノロジーです。

ゲノム編集により、これまで遺伝子組み換え技術で実現していた農作物や家畜の改良が安価で実現できるのはもちろん、医療領域においても、ガン、エイズ、筋ジストロフィーといった難病の治療から、美容や若返りへの応用まで期待されています。究極的には、高い知能と強靱な肉体や美貌を備えた「デザイナー・ベビー」を作り出すこともできるといいます。

一方で、そこには当然、生命倫理の問題が浮上します。本書では、そうした倫理的問題や法整備から、遺伝子組み換えとゲノム編集の違いといったゲノム編集の基本、技術的応用、クリスピーを巡る特許紛争、各国動向や巨大企業群の動向までが描かれています。

### <主要目次>

- 第1章 「人間の寿命は500歳まで延びる」は本当か
- 第2章 解明されてきた人間の「病気」「能力」「特徴」
- 第3章 ゲノム編集の歴史と熾烈な特許争いの舞台裏
- 第4章 私たち人類は神になる準備ができていますか

著者は KDDI 総研リサーチフェローを務め、IT、ライフサイエンスなどの先端技術動向を専門とする人物。生物学の専門知識がなくても読み進められるよう整理され、ゲノム編集の全体像を理解する最適な一冊となっています。あとがきに、以下のことを記述しています。「従うべき何かを見出す前に（神のごとき）「全能の技術」を手に入れてしまった私たち人類は、これから、どう進むべき道を決めていけばいいのか？今の筆者に、その答えは思い浮かばない。あなたにはわかるだろうか？少なくとも、それを考える手がかりに本書がなり得たと願って、その筆を置きたい。」

クリスピー発明者の一人であるダウドナ博士は「クリスピーで遺伝子改変された赤ちゃんが生まれるのは時間の問題。その瞬間は遅くとも10年以内に訪れる」と。速すぎる科学や技術の進歩に、一線を越えたような空恐ろしさを感じたのが正直なところですが、未来の社会や人間の在り方を考えるためには必読かもしれませんね。

（工藤 英二）



## <1月の税務と労務の手続[提出・納付先]>

### 10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

### 20日

○特例による源泉徴収税額の納付<前年7月～12月分>[郵便局または銀行]

### 31日

○法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・配当剰余金調書・同合計表>の提出[税務署]

○給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]

○固定資産税の償却資産に関する申告[市区町村]

○個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]

○労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

○健康保険印紙保険料受払報告書提出[年金事務所]

○労働保険料納付<延納第3期分>

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

○外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

### ～ちょっとブレイク～



#### 撮影者コメント

「空はどこへもつながっている。そう感じられたのは今年でした。毎朝空を見上げて、身近な人や遠くの人達が今日も元気になっているかなと思いながら深呼吸して出勤します。

この空を見上げた時、あまりにも神々しくて思わず写真を撮りました。新年のはじめにも、皆にこんな空が見えますように…と願いを込めました。」

撮影者 福元 梨恵

## 当事務所より一言

新年明けましておめでとうございます。旧年中は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。本年も相変わりにご愛顧の程よろしくお願い致します。のぞみプランニングは今年創業15年目を迎えます。「のぞみプランニングレポート」も2006年12月創刊以来、今年で12年目(Vol.121)に入ります。皆様方からの温かいご支援・ご協力に心より感謝申し上げます。

さて昨年はNHK大河ドラマ『真田丸』が話題となりました。主人公の真田幸村は、小勢力ながら大坂の陣で徳川家康を追いつめ、後に「日本一の兵(ひのものといちのつわもの)」と評されました。彼は天下をとったわけでも、天下人の名参謀だったわけでもなく、常に存亡の危機に晒された小大名の息子にすぎません。それなのにこれほどの人気を誇る理由は、判官鼻肩という日本人特有の心情を刺激するからでしょう。幸村の生きざまは、現代の企業経営に必要なことを示唆しています。今の時代は、志の高い企業が志の低い企業を食う時代です。企業規模の大小ではありません。

我社は創業時、社労士2人で始めた組織です。今年1月で社員61名(内、社会保険労務士32名)の組織となりました。これだけの仲間が集まることは本当に素晴らしいことです。組織の基盤は「相互信頼」「相互自立」「相互依存」です。お互いが協力し合え、かつ、切磋琢磨できます。

若い職員も増えました(22名)。難関資格(合格率:昨年4.4%、一昨年2.8%)の社労士を目指し勉強しながら、山積みの業務に必死で取り組んでいます。のぞみプランニングの企業理念は「共に学び、共に育み、共に分かちあう」です。これからも同じ志を持った仲間たちと、色々な思いを分かち合いながら、更なる成長を続けていきたいと思っております。

今年も引き続き「のぞみ Vision for 2020」を推進・実践していきます。3年後(2020年)のあるべき姿として①顧客満足度 No.1 ②取引先・コラボ先満足度 No.1 ③社員及び家族満足度 No.1 を目指しクライアント・関与先様に対し「満足・感動」を提供させていただきます。これからも人事労務のパートナーとして幅広い分野で皆様のお役に立てるよう頑張っております。

当事務所は、事業主の皆様の労務管理・人事管理のお役に立てるよう日々、東へ西へと奔走しております。「誠実・迅速・熱意」をモットーに、お声がかればどこにでも飛んでいきます。「労働トラブル相談」「就業規則作成」「人事制度の策定」「社会保険・給与計算」等、お気軽にご相談ください。今月ものぞみプランニングレポートをお届けできることを嬉しく思います。皆様との「出会い」「ご縁」「絆」に心より感謝申し上げます。

by 青木 史郎

